

令和9年4月開所分 清須市小規模保育事業所 設置運営事業者公募要項

1 募集概要

(1) 事業類型・定員

小規模保育事業A型・15～19名

ただし、2歳児童の定員設定については、10人を上限に設定してください。また、地域の待機児童分布や連携先施設の受け入れ状況等により、市から調整を依頼する場合があります。

(2) 募集地域及び募集数

募集地域	募集数
ア JR枇杷島駅又は名鉄下小田井駅からおおむね1km程度以内	2事業者
イ JR清洲駅又は名鉄新清洲駅からおおむね1km程度以内	

※上記ア、イの地域以外の開所についても申込可能とします。ただし、上記ア、イの地域に開所する場合、選定の際に加点します。

(3) 開所日

令和9年4月1日までに開所すること。

2 申込資格・条件

公募開始時点において、小規模保育事業所を設置運営するための十分な資力、信用を有するとともに、児童福祉に関する熱意と理念を有するもので、以下のすべての要件を満たすものとします。

- (1) 法人格を有するものとします。(政治的な目的のために結成された法人、暴力団経営支配法人等を除く。)
- (2) 令和7年4月1日現在で、認可保育所、幼稚園、認定こども園（地方裁量型を除く。）又は小規模保育事業所を1年以上運営していること。
- (3) 整備物件を確保し、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。土地取得又は賃貸を予定している場合は、申請時に、取得又は賃貸が確実に見込まれる根拠として契約書又は確約書の写しを提出すること。
- (4) 事業を実施するために以下に掲げる経済的基礎などがあること。
 - ア 開所年度において、小規模保育事業運営費の年間事業運営費の概ね2か月分以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
 - イ 直近の会計年度において、保育所等を経営する事業以外の事業を含む当該申込法人の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。ただし、まとまった設備投資等の特別な理由がある場合を除く。
- (5) 事業者及び事業者が現に運営している施設について、過去2年に実施された所管庁等による直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。
- (6) 社会福祉法（昭和26年法律45号）、児童福祉法（昭和22年法律164号）、子ども・

子育て支援法（平成24年法律第65号）等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち小規模保育事業の運営を適切に行う能力を有すること。

- (7) 本市の子育て施策及び保育行政を理解し、市の保育行政に積極的に協力できること。
- (8) 選定法人が自ら整備施設を運営すること。（第三者が運営しないこと。）
- (9) 清須市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第22号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (10) 事業実施にあたって、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
- (11) 法人又はその代表者が納期の到来している法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税、市町村民税、水道料金、下水道使用料、国民健康保険料若しくは介護保険料を完納していること。

3 施設整備に関する条件

施設整備及び設備の基準については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、児童福祉法及びその他の関係法令等を遵守するほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）、清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）に定める基準を満たす必要があるほか、次の事項について留意してください。

- (1) 賃貸物件により事業を実施する場合は、以下の要件をすべて満たすこと。
 - ア 貸与を受けている土地又は建物については、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
 - ① 賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合。
 - ② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用の高い主体である場合。
 - イ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な価格以下であること。
 - ウ 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。
 - エ 社会福祉法人以外の場合は、1年間の賃借料相当額と1,000万円（1年間の賃借料額が1,000万円を超える場合は、当該1年間の賃借料相当額）の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
なお、2(4)アの年間事業運営費の概ね2か月分以上の資金とは別に確保すること。
- (2) 整備物件については、建物が次のいずれも満たすこと。
 - ア 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されていること。※申込までに検査済証の写しを取得するようにしてください。
 - イ 建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。それ以前に建築された建物にあつては建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がないことが確認された建物であること。
- (3) 施設整備に係る業者選定については、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続きの

取扱いに準拠して行うこと。なお、施設整備に対する補助を受けない場合は、この限りではありません。

- (4) 送迎用駐車場及び駐輪場、ベビーカースペース等を整備すること。なお、駐車台数を多く確保するなど、施設周辺の交通環境の維持及び遠方からも利用しやすくする工夫をされることが望ましい。
- (5) 整備を円滑に進めるため、整備予定地の近隣住民（特に隣接敷地の住民、自治会等）に対し、次の説明を法人等の責任において実施してください。

ア 申込時まで

地域の市政推進委員に保育所等整備事業の申込を行う旨の説明をすること。

イ 事業者選定後

① 基本設計立案後

開発協議の手続きを行う前に、近隣住民に対し、整備計画や運営等についての説明をすること。開発協議が不要の場合も、基本設計立案後速やかに実施すること。

② 工事着手前及び適時

工事計画が確定し次第、近隣住民等にスケジュール、工事車両の通行等具体的な工事の実施態様についての説明をすること。

③ 工事着工後

工事着工後も近隣住民等から苦情や要望があれば誠意を持って対応すること。

4 運営に関する条件

小規模保育事業所の運営については、児童福祉法、清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を満たす必要があるほか、次の事項について留意してください。

- (1) 保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に沿って、保育を提供すること。
- (2) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）のみを休園日とすることができます。
※日曜日及び祝日の開所を制限するものではありません。
- (3) 開園時間は、1日11時間以上とし、保育標準時間（11時間）及び保育短時間（8時間）を設けること。また、超過する時間については、延長保育を行える体制を設けること。
※利用児童の保護者の労働時間等を考慮して、開園時間は事業者が定めることとします。
- (4) 地域の状況、敷地周辺の道路状況に配慮した送迎時の対応について計画を立てること。保護者の自動車による送迎のための駐車台数は、概ね定員の1割以上を確保するよう努めること。
- (5) 給食は、自園調理又は清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第17条第2項に規定される施設からの搬入とし、土曜日を含む完全給食を実施すること。ただし、やむを得ない場合を除き自園調理の方法によること。
- (6) 調理業務を外部に委託する場合は、保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）を遵守すること。
- (7) アレルギー対応が必要な児童への除去食や代替食のほか、離乳食や体調不良時における配

慮食など、一人ひとりの心身の状況に配慮した食の提供を行うこと。また、誤食や誤配を予防、防止するためのマニュアル整備や内部研修、定期的な見直しを行うこと。

(8) 地域の子育て支援拠点となるような事業に取り組んでください。特に、次の項目については、できる限り実施するものとして事業計画を立ててください。

ア 延長保育の実施

イ 障害児保育の実施

5 保育従事者等の要件と配置

(1) 施設長については、保育士資格を有し、常勤職員として認可保育所・認定こども園（地方裁量型を除く。）、小規模保育事業所（A型）において5年以上の勤務経験を有する者を配置すること。

また、令和7年4月1日を基準日として過去3年間で2回以上退職をしていないこと。ただし、法人内の人事異動などやむを得ない場合を除きます。

(2) 申込後から開所後1年を経過するまでの間に施設長予定者を変更することは、審査対象の変更になることから認めません。

(3) 次のア～エに加え、国通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日こ成保38、5文科初第483号こども家庭庁成育局長等通知）を踏まえ、保育環境の向上に積極的に取り組んでください。

その他、職員の配置については次の事項を遵守すること。

ア 保育士の配置

① 保育士の配置基準として、保育士資格を有する者を、0歳児は乳幼児3人につき1人、1、2歳児は乳幼児6人につき1人とし、さらに1名加配職員を配置すること。また、職員配置は常時2人を下回ってはいけません。

② 十分に余裕をもって勤務シフトを組める保育士の数を確保すること。また、児童の処遇向上と職員の処遇改善のため保育士の加配に努めること。

③ 常勤の保育士のうち1人を責任者として選任すること。

イ 実務経験者の配置

担当保育士の少なくとも1名は、認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業所において0～2歳児の低年齢児の保育に当たった実務経験が1年以上ある者を配置すること。

ウ 調理員の配置

調理業務を委託する場合は、調理員を配置しているものとみなす。

エ 栄養士又は管理栄養士の配置

調理員のうち、少なくとも1名は栄養士（管理栄養士を含む。以下同じ。）の資格を有する者を配置すること。ただし、設置する小規模保育事業所の栄養士業務（栄養管理、保護者からの相談対応、他の職員に対する栄養学的助言等）を確実に実施する体制が整えられれば、栄養士を配置しているものとみなす。また、調理員のうち少なくとも1名以上は、集団調理の実務経験が1年以上ある者を配置すること。

オ 嘱託医の配置

健康診断や健康管理指導、感染症対策等の児童の健康維持・増進に従事する嘱託医を配

置すること。

6 利用者等との連携

利用者の立場に立ち、より良質かつ適切なサービスを提供するため、次の事項に留意してください。

(1) 保護者との連携

ア 保育を希望する乳幼児及び保護者に事前面談を実施し、保育方針、内容、保育時間、利用料等の説明を行うこと。

イ 利用乳幼児の日々の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育従事者とで日々の利用状況の様子を適切に伝えあえる体制を整えること。

ウ 保護者とのコミュニケーションを常に図るとともに、要望や苦情等に対しては、誠意をもって対応するなど、保護者の意見を小規模保育事業所の運営に反映させること。

(2) 保護者支援

ひとり親家庭やDV世帯、虐待が疑われる世帯、育児能力の低い世帯などについて必要な支援や配慮を行い、関係機関との情報共有や連携に努めること。

(3) 苦情対応

適切な苦情解決を図るため、苦情処理の仕組みを整備するとともに、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置すること。保護者からの苦情や要望、意見等には誠意をもって丁寧に対応し、円満な解決が図れない場合には公平・客観的な立場の第三者委員や行政と協議のうえ解決を図るように努めること。

(4) 第三者評価

運営内容について、運営事業者自ら積極的に第三者評価を受け、その情報を公開するよう努めること。

(5) 個人情報の取扱い

保護者や園児等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき、その取扱いに十分に注意を払うとともに、情報の流出が生じないように対策を講じること。

7 その他運営等に関する注意事項

(1) 関係法令等

保育所保育指針のほか、清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年9月5日雇児発0905第2号）その他関係法令を熟知のうえ運営にあたること。また、関係法令の改正、関係通知等についても、十分に注意を払うこと。

(2) 保育等

ア 利用乳幼児の健康・安全管理に細心の注意を払い、事故のない運営に留意すること。

イ 利用乳幼児の保育に関し、関係機関の必要な助言、指導に従うこと。

ウ 火災警報器及び消火器を設置するとともに、避難訓練や消火訓練を月1回実施すること。

(3) 健康診断等

- ア 入所前健康診断及び少なくとも年2回の定期健康診断を実施すること。
- イ 月1回以上利用乳幼児の身体測定を実施すること。
- ウ 保育従事者への健康診断は少なくとも年1回実施するとともに、給食調理に携わる者は月2回検便を実施すること。

(4) 運営等

- ア 収支の状況を明らかにする帳簿を整理し、適正な会計管理をすること。
- イ 周辺の平穏な住環境に配慮すること。
- ウ 保育料は、清須市が定めた全額を事業者で徴収し運営費に充てること。

(5) 損害保険の加入

施設賠償責任保険、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度等の損害保険へ加入すること。

(6) 職員研修

配置する職員については、開園前に必要な研修や打ち合わせを行い、開園後は計画的かつ積極的に外部の研修に参加させるとともに、園内研修の実施など、施設長を含めた職員の資質向上に努めること。

(7) 職員の確保

想定外の人事や児童の受け入れ等に柔軟に対応できるよう、常時余裕を持った保育士その他の職員の確保に努めること。

8 連携施設について

(1) 連携協定

清須市では小規模保育事業所を設置する際に、卒園児の受け入れ先となる連携施設の確保を義務付けています。本事業に選定された事業者の整備する小規模保育事業所は、清須市内の私立認定こども園と連携協定を結ぶことが原則ですが、清須市独自の施策として、市内の公立保育園と連携することもできます。公立保育園との連携を希望する場合は次の点に留意してください。

- ア 公立保育園連携は、特定の公立保育園と連携協定を結ぶものではありません。指導・助言は市職員による私立保育施設への巡回支援事業の一環として清須市が行い、卒園児の受け入れについては、いずれかの市内公立保育園において優先的に実施します。
- イ 公立保育園では、清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第16号）第42条第1項第2号の提供を行わないので、各法人において代替保育を行う施設を確保すること。

(2) 連携協定の取扱い

連携協定では、協力内容として次の3点を規定します。その他の連携協力は協定時に別途連携する法人間で協議するものとします。

ア 指導・助言

連携先の職員が適宜の方法により、保育内容や運営状況についての指導・助言を行うこと。指導があった場合にはこれに従い、改善に努めること。公立保育園連携の場合は、巡回支援事業の一環として行います。

イ 卒園児の受け入れ

小規模保育事業所の卒園児について、連携先の施設において受け入れを実施すること。公立保育園連携の場合は、いずれかの市内公立保育園において優先的な受け入れを予定します。

ウ 代替保育の提供

代替保育については、次の①又は②のいずれかで提供できるように協定を結ぶこと。

- ① 小規模保育事業所外で実施する場合（児童を他施設で保育することにより代替保育を実施する場合は、市内の認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業所A型（自法人の運営する施設を含む。）で実施すること。
- ② 小規模保育事業所内で実施する場合は、認可保育所、認定こども園又は他の小規模保育事業所（市内外を問わない。自法人の運営する施設を含む。）から保育士を招へいするなどして実施すること。

9 清須市による支援

公立保育園と連携をとり、相談・支援を実施する。利用児童の卒園後は、入園に配慮する。

10 整備に係る補助

補助対象事業、補助率は令和7年度の国の補助事業の要綱を参考に整理したものです。要綱の内容の変更がなされた場合等は、原則として最新の要綱が適用されますので、ご注意ください。

なお、保育施設整備に対する国の財政支援の仕組みが変更されることに伴い、令和8年度以降、国の補助金にかかる手続き方法や補助内容の変更等が見込まれます。

このため、小規模保育事業所の設置・運営法人として選定された場合であっても、整備年度における国の補助金の交付決定がなされない場合や補助金にかかる国及び市の予算議案が不成立の場合は、小規模保育事業所の設置を延期又は中止する場合があります。

(1) 内装改修

テナント等の賃貸借物件を内部改修し整備する場合は対象です。

選定された事業については、「保育対策総合支援事業」に基づく整備補助金を適用する予定です。応募申請書類の中にも資金計画がありますので、必要に応じて児童保育課まで事前にご確認ください。

補助事業名	保育対策総合支援事業
補助率	補助対象経費の3/4（市随伴補助含む。）

※保育対策総合支援事業では補助金の内示は行いません。事業内容が定まり次第、交付申請に基づき交付決定を行います。

ア 補助対象事業費

補助対象経費は、施設の整備に必要な経費（内装改修費）、実施設計費、工事期間中の賃料及び工事事務費等（設計監理費）をいい、外構工事費、基本設計費その他の本体工事に直接かかわらない事業費は含みません。また、整備補助事業の補助対象経費は25,97

2千円（国の補助要綱にかかげる単価の嵩上げがない場合）を上限とし、事業費がこの額を超える場合には自己負担割合が増加することについて注意してください。

イ 事業着手時期

原則として補助事業は単年度事業であるため、令和8年度中に整備を行うこと。整備事業が年度をまたいだ場合には事業全体として補助対象ではなくなることに注意すること。

ウ 重大な計画変更

選定審査から認可申請までの間に、整備計画に大きな変更が生じた場合は、速やかに市に報告し協議すること。

エ 財産処分、会計検査

国庫補助金の交付を受けて整備した物件は、処分に制限があるほか、後日会計検査受検の可能性があるため、万一、物件や設備の改修や売却、撤去を検討する場合は、あらかじめ市に相談すること。

(2) 新設整備

建物の新設又は自己所有物件の改修により整備する場合は対象です。

選定された事業については、就学前教育・保育施設整備交付金に基づく整備補助金を適用する予定です。

補助事業名	就学前教育・保育施設整備交付金
補助率	補助対象経費の3/4（市随伴補助含む。）

ア 補助事業の日程（予定）

事前協議申請：令和8年1月下旬 補助金内示：令和8年4月上旬

※補助金内示前の事業着手は補助対象外となるため、必ず内示後に着手すること。

イ 補助対象事業費

補助対象経費は、本体工事費等、実施設計費、工事事務費等をいい、外構工事費、基本設計費その他の本体工事に直接かかわらない事業費は含みません。

ウ 補助対象事業費の上限

施設整備の条件により補助対象経費の上限が決定するが、事業費が補助対象経費を超える場合には自己負担割合が増加することについて注意すること。

エ 重大な計画変更

選定審査から認可申請までの間に、整備計画に大きな変更が生じた場合は、速やかに市に報告し協議すること。

オ 財産処分、会計検査

国庫補助金の交付を受けて整備した物件は、処分に制限があるほか、後日会計検査受検の可能性があるため、万一、物件や設備の改修や売却、撤去を検討する場合は、あらかじめ市に相談すること。

11 提出書類

提出書類は、別紙提出書類一覧表のとおりです。

提出は、別紙提出書類一覧表のインデックス記号ごとにA4サイズ紙ファイルに綴じて提出

してください。提出部数は、原本1部、写し6部、計7部を提出してください。なお、紙ファイルに綴じるのは、原本のみで結構です。

提出書類は事業者選定の審査に使用されますので、別表「選定基準表」審査事項を確認し、記載内容を十分に検討したうえで提出してください。なお、審査にあたっては、追加資料の提出を求めることがあります。

12 事業者の選定

(1) 事業者の選定方法

清須市認定こども園等設置運営事業者選考に係るプロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、別表「選定基準表」審査事項に基づき書類審査及びヒアリング審査を実施し、最も評価点の高い事業者を選定します。

※応募者へのヒアリングは10月上旬を予定しており、時間等詳細は後日お知らせします。

なお、ヒアリングの際には、応募者によるプレゼンテーションを行っていただきます。

ヒアリングには、代表者、施設長予定者及び会計担当者の3名で出席してください。

(2) 選定結果と公表

運営事業者の決定は、10月中旬を予定しており、選定結果は応募法人等に文書で通知します。電話等による問い合わせには応じません。決定事業者名等については公表を行います。

13 公募要項の配布等

(1) 公募要項等の配布場所

清須市ホームページでダウンロードするか次の場所で配布します。

ホームページアドレス：<http://www.city.kiyosu.aichi.jp/>

配布場所：〒452-8569

愛知県清須市須ケ口1238番地

清須市役所北館2階 健康福祉部児童保育課

電話番号 052-400-2911（代表）

(2) 配布期間

令和7年8月25日（月）から令和7年9月26日（金）まで

（土・日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。））

(3) 募集に関する質問の受付

受付期間：令和7年8月25日（月）から令和7年9月12日（金）まで

（土・日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。））

受付方法：別紙質問票に記入のうえ、清須市役所児童保育課へ電子メール（jidohoiku@city.kiyosu.lg.jp）により提出をお願いします。なお、メール送信した旨を電話にて必ず連絡してください。

回答方法：原則、受付期間終了後、適宜市ホームページに掲載します。

(4) 応募申込書類の受付期間及び提出方法等

受付期間：令和7年8月25日（月）から令和7年9月26日（金）まで

(土・日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く。))

提出先：清須市役所北館2階 健康福祉部児童保育課

提出方法：上記提出先へ、直接持参してください。

14 選定及び整備スケジュール

内 容	期 間
公募要項の配布	令和7年8月25日(月)～令和7年9月26日(金)
応募申込書類提出期間	令和7年8月25日(月)～令和7年9月26日(金)
ヒアリング (プロポーザル選定委員会)	令和7年10月上旬
選定結果の通知(内定通知)	ヒアリング実施後、一週間を目処に通知

15 利用児童の募集

この募集にかかる新設小規模保育事業所の入所申込みの受付は、令和9年4月1日開園の場合は整備工程により募集時期を決定します。募集時期の詳細は選定後に調整いたします。また、年度途中に開園の場合は、選定後に調整を行います。

16 その他

応募者が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外又は失格とします。

- (1) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市のヒアリング等において虚偽の説明等を行った場合は、選定を取り消す場合があります。
- (2) 応募資格のない者又は応募資格を取り消された者が、応募した場合の応募は無効とします。
- (3) 本公募による選定が、定員数までの児童の利用を保証するものではありません。
- (4) 開所予定日に児童の保育を実施できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害は、事業者が負担することとします。
- (5) 提出された書類は返却しません。また、提出書類は清須市情報公開条例(平成17年条例第10号)の規定に基づき公開の対象となります。
- (6) 応募のために支出した費用等については、市は補填しないものとします。
- (7) 上記以外にも、いくつかの条件等を運営事業者の決定後に指示することがあります。
- (8) 本募集要領の定義などは、清須市の解釈によるものとします。

17 公募に関する問合せ先

清須市役所北館2階 健康福祉部児童保育課

電話番号 052-400-2911 (代表)

メールアドレス jidohoiku@city.kiyosu.lg.jp